

# 申告で必要になります 記帳制度 帳簿等の保存制度 の対象者が増えました

平成26年1月から、農業や営業などの事業所得、不動産所得または山林所得(以下「事業所得等」のあるかた全員が、記帳制度・帳簿等の保存制度の対象者となりました。日々の取引内容を帳簿により管理すること、市民税・県民税の申告や確定申告をスムーズに行うこともできます。対象となるかたで、まだ記帳をしていないかたは、速やかに記帳を開始してください。

## 対象となるかた

事業所得、不動産所得(小作料も含む)または山林所得を得ようとする業務を行う全てのかたは、所得金額の多少に関わらず対象となります。

※これまでの制度では、青色申告以外の場合、前々年分か前年分の事業所得等の合計額が300万円を超えるかただけが対象でした。

## 記帳する内容

- 売上などの収入金額
- 経費に関する事項(仕入れなど)
- 取引の年月日、相手方の名称、金額など

※記帳するときは、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

## 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を一定期間保存しなければなりません。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

お問い合わせ  
税務課市民税係  
☎43-7033

## 市民税・県民税の申告に向けて

例年2月から3月にかけて市が開催している市民税・県民税の申告相談では、これまで、事業所得等があるかたに対して、前もって収入や経費をまとめたうえで申告相談されるようお願いしていました。

これにより、申告相談に来場されるかたの大半が①収入や経費をまとめ、②帳簿へ記帳し、③売上げや経費が分かる帳簿書類等を持参(①②③をまとめて以下「記帳等」)としています。

しかし、一部のかたは記帳等をしないうまま申告相談に来場されるため、記帳等をしたうえで再来場をお願いしたり、場合によっては申告相談の受け付け自体をお断りしたりすることもありました。

申告期限が近づいてから記帳等を始めると、領収書等の紛失により正しい申告ができず、場合により税金が高く計算されることもあります。正しい申告を行うためには、日々の取引内容を帳簿に記帳することで管理し、帳簿書類等を適切に保存することが必要です。正しく記帳することで、申告相談の待ち時間の短縮にもつながります。皆さんのご協力をお願いします。

## 始めませんか? 青色申告

「青色申告」とは、事業所得や不動産所得の申告において、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づき正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けられることができる制度です。

### 《青色申告の主な特典》

◎青色申告特別控除  
記帳の方式により最高65万円、または最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

◎青色事業専従者給与の必要経費算入  
事業専従者に支払う給与について、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

◎純損失の繰越しと繰戻し  
事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間の所得から差し引いたり、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除することができます。

### 《青色申告をするためには》

青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を大館税務署に提出する必要があります。

青色申告に関するお問い合わせは

大館税務署 ☎42-0671